よくある質問及び事前質問一覧　資料4

◆制度について

本制度は、障害者優先調達推進法の対象となる事業所と札幌市の間で、公園の清掃に関する委託契約を締結するものです。契約後は契約を遵守し、契約書及び仕様書に沿って業務をしていただく必要があります。

やむを得ない事情等で、仕様書通りの業務ができない状況が発生した場合は、速やかに札幌市にご相談いただく必要があります。また、重大な契約違反等が認められる場合は、契約解除となる可能性もあります。

制度について十分ご理解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

◆よくある質問及び事前質問一覧

質問項目		質　問　内　容	回　　答
業務内容について	1	活動の内容と頻度について	業務仕様書の「1　清掃業務の内容」及び「2　草刈業務の内容」のとおりです。 【清掃業務の内容】 ・頻度は原則週1回。（一部、週2回・隔週・月1回の公園あり） ・植込地やトイレ周辺、砂場、外柵などを含む公園全域のごみ（くずかごの中のごみを含む）、空缶、吸殻などを取りこぼしのないように集める。 ・収集したごみを、各区土木部の指示に従い分別・処理する。 【草刈がある場合】 ・施設職員が、草丈が4cm前後となるように刈る。利用者は、刈った草をごみ袋に入れ、各区土木部の指示に従い処理する。 ・草刈の頻度は、原則草丈が10cm以上に伸びたのを目処として行うものとし、契約期間が27週間の場合年3回以上行う。
	2	活動に必要な道具や物品の準備について	ほうきやちりとり、ごみ袋のほか、草刈がある場合は草刈がまや草刈機などを各事業所で用意していただきます。
	3	各事業所で用意するごみ袋の経費は、委託料に含まれているのか	ごみ袋については、雑材料の経費として従来から委託料に含まれております。
	4	ごみの量が見込みより少なかった場合でも、各区土木部に直接収集を依頼できるのか	収集方法の詳細については、各区土木部と事前協議及び調整をお願いします。
	5	活動記録の有無やフォーマットについて	業務仕様書のとおり「近隣公園清掃・草刈業務作業報告書」をご提出いただきます。
	6	報告書の提出方法は持参、郵送、メールやFAX可か	特段の決まりはありませんが、ご持参いただいた際に業務内容の協議をさせていただくといったケースも考えられますので、どちらの方法にするかは、各区土木部と調整をお願いします。
	7	清掃を実施する範囲について	清掃の実施範囲については原則公園全域としていますが、公園によっては野球場内野部分や自然林部分などを除いている場合があります。
	8	トイレ清掃は業務に入るのか	トイレ自体の清掃は業務に入っていません。トイレ周辺のゴミ拾いは業務に入っています。
	9	委託の期間について	原則、5月1日から11月7日までの27週間となります。
	10	実施時間について	実施時間等の定めはありませんが、周辺住民などの迷惑とならない時間帯に実施していただくようお願いします。
	11	作業着について決まった制服があるのか	制服はありません。
	12	別途　業務仕様書は配布されるのでしょうか	配布した業務仕様書が基本となります。 集めたごみの廃棄方法等は、各区土木部から指示します。

	13	業務開始時間について	業務の開始、終了時間については定めていません。 騒音等で公園周辺の住民の皆様に迷惑とならないような時間としてください。
	14	何名まで清掃可能でしょうか	作業の人数について定めはありません。 また、委託料は公園の面積に応じて算定しますので、作業人数が多くなったとしても委託料は変わりません。
	15	頻度は原則週1回と記載がありますが、2回以上の実施も可能でしょうか（委託料はそのままで構いません）	委託料は変更できませんが、業務仕様書を超える回数を実施いただいても構いません。
作業時の注意事項について	16	実施の際の注意事項について	業務仕様書の4注意事項をご参照ください。 ・事故のないよう注意して実施すること。 ・各区土木部から作業日時の変更を要請されたときは応じること。 ・注射器、薬品、大型の刃物等の危険物、テレビ等の不法投棄及び遊具等の公園施設の破損、その他公園の異常を発見したときは速やかに各区土木部に連絡し指示を受けること。 ・公園利用の妨げとならないよう注意して作業すること。 ・業務遂行に困難となることが生じた場合は、直ちに各区土木部に相談し指示を受けること。
	17	実施にあたり人数制限があるのか	人数制限はありませんが、公園利用の妨げとならない範囲で行っていただくようお願いします。
	18	悪天候の場合の対応方法について	悪天候など止むを得ない事情により週1回の清掃が困難な場合は、各区土木部と相談の上、翌週に繰り越すことができます。
落ち葉拾いについて	19	落ち葉拾いを実施する場合、敷地が広大で1日で全てを集めることができないときはどうしたらよいか	落ち葉が大量で拾いきれない・ごみ袋が大量に出てしまったなどの場合、協議の上、拾う範囲を限定したり、指定した場所へ業者が回収に伺ったりといった対応ができる場合があります。各区土木部にご相談ください。
	20	清掃、落ち葉拾いの作業スケジュールが、市が別に委託する草刈等業者と重なった場合はどのように作業を行えばよいか	業者も緻密なスケジュールで動いており、事前の調整などが難しい状況です。 作業日に業者の作業が入っていた場合は、状況や安全上、実施可能であれば場所をずらしながら実施してください。実施が難しそうであれば、無理をせず各区土木部へ作業日の変更についてご連絡ください。 もし、判断に困るようであれば、どうしたらよいか各区土木部へ事前にご相談ください。
草刈りについて	21	支援員がそばにいる状態で、障がいのある方に草刈機を使用させてよいか	業務仕様書のとおり、草刈は団体（施設）の職員が行い、障がい者に従事させないでください。
	22	草刈機を使った作業のみ別の会社に委託することは可能か	原則的に、業務を再委託することはできません。機械による草刈作業は団体職員で行うこととなっており、団体職員で対応できない場合は、清掃のみの公園を応募していただくこととなります。
	23	草刈り作業の際に公園を一時的に立入り禁止することは可能か	公園を立入り禁止にすることはできません。 ただし、安全対策のため、作業区域周辺に安全柵やコーンバーを設けたりしていただくことがあります。具体的な設置方法や区域などについては、各区土木部と協議をお願いします。
	24	事業所の最寄りの公園でないと応募できないのか	希望の公園は事業所で決めていただいて構いませんが、複数の希望があった場合には抽選となります。また、事業所から遠い場合も交通費等の支給はありません。
	25	委託料について	今回の募集は業務委託であるため、契約に基づく委託料を各事業所へお支払いいたします。委託料は、公園の面積や草刈の有無によって計算するため公園ごとに異なります。参考として昨年度の金額をお伝えすることは可能です。各公園を担当する各区土木センターへお尋ねください。
	26	事故が起こった際の保険について	第三者に対する事故については、札幌市において一括で損害賠償保険に加入します。業務従事者自らの事故には適用されないため、各事業所で傷害保険へ加入するなどの対応をお願いいたします。

委託契約に関すること	27	本件の業務委託を希望する場合、札幌市入札参加資格が必要となるか	入札は行わないため、札幌市入札参加資格は必要となりません。
	28	来年度、NPO法人から社会福祉法人に法人格が変更になった場合、特定随意契約はどのような取扱いになるか（NPO法人解散、社会福祉法人新設移動の場合）	来年度における契約の手続前（通常は令和9年3月まで）に法人格が変更になった場合（令和8年度中にNPO法人解散と社会福祉法人の新設が行われた場合）は、社会福祉法人設立認可及びNPO法人解散に係る挙証書類により、事業の承継を確認し、新年度に行う契約事務手続の中で、当該社会福祉法人に特定することが適当か否かを判断のうえ、適当と判断された場合は、当該社会福祉法人と特定随意契約を締結することになります。 新年度に行う契約事務手続き後に法人格が変更になる場合（令和9年度中にNPO法人解散と社会福祉法人の新設が行われる場合）は、あくまでも従前の契約者である当該NPO法人が、契約上の債務を履行する義務を負うことから、仮に社会福祉法人が設立されるとしても、それが別法人であるならば、あくまで当該NPO法人として最後まで契約上の債務を履行すべきものになります。 このため、契約の履行期間の途中で法人の解散が想定される場合は、当該NPO法人としての契約上の債務の履行を拒絶することにつながり、問題があると考えられ、年度当初からの特定随意契約は困難です。 （なお、権利義務の譲渡等につきましては、原則として禁止としております）
	29	令和9年4月1日以降NPO法人から労働者協同組合に組織変更した場合はどのような取扱いになるか	来年度における契約の手続前（通常は令和9年3月まで）に組織変更した場合は、NPO法人から労働者協同組合へ組織変更する手続きに係る挙証書類により、事業の承継を確認し、新年度に行う契約事務手続の中で、当該労働者協同組合に特定することが適当か否かを判断のうえ、適当と判断された場合は、当該労働者協同組合と特定随意契約を締結することになります。
委託料について	30	委託料について	委託料については、公園の面積や草刈りの有無によって変わり、また、毎年基準となる金額が変わりますので、委託料も変更となります。 参考として令和8年度の金額の目安をお伝えします（委託期間27週間と想定）。 ・清掃のみの場合 公園面積9000㎡　147,000円/年額 公園面積15000㎡　231,000円/年額 ・清掃及び草刈の場合 公園面積9000㎡（草刈面積1,500㎡）　199,000円/年額 公園面積15000㎡（草刈面積9,000㎡）　335,000円/年額
抽選について	31	一次抽選後の手続きについて	一次抽選終了後（1月上旬～中旬を予定）、速やかに応募可能な公園のリストを提示しますので、参加意向をご確認いただき、以降、必要に応じて応募してください。
その他の事項	32	公園内の車両進入について	原則的に公園内への車両の進入は札幌市都市公園条例により禁止されていますが、公園ごとの個別事情（資材の搬入や作業の都合で必要な場合等）によっては、お認めできる場合があります。 車両進入許可書の発行は、各区の土木センターで行いますので、契約の際に土木センターとご相談ください。